

地 基 企 第 6 7 号

令和7年7月18日

地方公務員災害補償基金

各 支 部 長 殿

地方公務員災害補償基金

理事長 齋藤 秀生

(公印省略)

「地方公務員災害補償基金業務規程第25条の2第1項に規定する福祉事業の取扱いについて」の一部改正について（通知）

「地方公務員災害補償基金業務規程第25条の2第1項に規定する福祉事業の取扱いについて」（昭和60年11月29日地基企第38号）の一部を別添のとおり改正したので、その実施に当たっては、下記の事項に留意していただくようお願いします。

記

1 外科後処置に関する事業及びアフターケアにおける看護に要する費用又は付添に要する費用について

(1) 概要

「居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」及び「病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に係る看護に要する費用又は付添に要する費用について、療養補償における看護に要する費用又は付添に要する費用の算定方法の例により支給することとするもの。

(2) 施行日

令和7年7月1日

改正後の第1の2及び第4の2の(6)の規定は令和7年7月1日以後に行われた看護に要する費用又は付添に要する費用について適用することとし、同日前に行われた看護に要する費用又は付添に要する費用については、なお従前の例による。

(3) 経過措置

(1)の見直しに伴い、次のいずれにも該当する者に対しては、令和8年6月30日までの間、見直し後の額のほか、従前の取扱いによることとした場合に支給される額から見直し後の額を減じた額を2で除して得られる額（その額に10円未満の端数

があるときは、これを四捨五入して得られる額）を支給すること。

ア 施行日前に発生した事故により公務災害又は通勤災害と認定された者

イ 見直し後の額が従前の取扱いによることとした場合に支給される額に達しないこととなる者

2 外科後処置に関する事業及びアフターケアにおける移送の費用について

(1) 概要

外科後処置及びアフターケアにおける移送の費用については、療養補償における移送の費用の算定方法の例により支給することとするもの。

(2) 施行日

令和7年7月1日

改正後の第1の3及び第4の2の(7)の規定は令和7年7月1日以後に出発した移送の費用について適用することとし、同日前に出発した移送の費用については、なお従前の例による。ただし、同日前に出発し、かつ、同日以後に完了した移送の費用については、当該規定は、当該移送の費用のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該移送の費用のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 外科後処置に関する事業及びアフターケアにおける独歩できない場合の介護付添に要する費用について

(1) 概要

外科後処置及びアフターケアにおける移送に係る費用について、被災職員が独歩できない場合の介護付添に従事する者の費用についても、上記2のとおり療養補償における独歩できない場合の介護付添に要する費用の算定方法の例により支給することとするもの。

(2) 施行日

令和7年7月1日

改正後の第1の3及び第4の2の(7)の規定は令和7年7月1日以後に行われた介護付添に要する費用について適用することとし、同日前に行われた介護付添のうち、令和7年4月1日から同年6月30日までに行われた介護付添に要する費用の最低補償額は1,700円とし、それ以外はなお従前の例による。

(3) 経過措置

(1)の見直しに伴い、次のいずれにも該当する者に対しては、令和8年6月30日までの間、介護付添に要する費用として850円を支給するものとする。

ア 施行日前に発生した事故により公務災害又は通勤災害と認定された者

イ 施行日後に被災職員が独歩できない場合の移送のための介護付添に従事した者であって、これにより失った給与の額が1日につき850円に満たない者又は

給与を受けていない者

4 筋電電動義手の支給要件について

(1) 概要

労働者災害補償保険制度における義肢等補装具費の支給要件に合わせて、筋電電動義手の支給要件の一部を改正するもの。

(2) 施行日

令和7年7月1日

5 旅行費について

(1) 概要

職員が補装具の支給、修理もしくは再支給もしくはリハビリテーションを受けるために旅行する場合の旅行費については、第19において「当分の間、地方公務員災害補償基金業務規程の一部を改正する規程（令和7年地基規程第4号）による改正前の規程第30条の範囲とする。」としていたものを国家公務員災害補償制度における改正を踏まえ、「理事長の定める範囲」を定めるもの。

(2) 施行日

令和7年7月1日

改正後の第19の規定は、令和7年7月1日以後に出発した旅行に係る旅行費について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。ただし、同日前に出発し、かつ、同日以後に完了した旅行については、当該規定は、当該旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。